

監事監査報告書

令和7年5月27日

学校法人 聖和学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 聖和学園

監事

大飼 泰治



監事

庄司 伸一



監事

平井 俊之



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人聖和学園寄付行為第15条並びに学校法人聖和学園監事監査規程の定めに基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況を監査いたしました。その結果につき次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

監事は、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人（霞友有限責任監査法人）と連携を図り、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2 監査の結果

(1) 業務監査

理事の業務の執行に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令若しくは寄付行為に違反する重大な事柄はなく、建学の精神に立ってすぐれた教育を実践するために、妥当で有効な運営が行われていると認めます。

事業報告書は、法令若しくは寄付行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計監査

計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上